

# 大船渡市 災害援護資金の概要

災害により世帯主の方が負傷した世帯や住居・家財に損害を受けた世帯を支援するため、生活の再建のための資金を貸し付けます。 ※貸付には所得制限があります。

## 貸付限度額 (下記に示す限度額一覧表のとおり)

	家財・住居 損害なし	家財の1/3以上 損害を受けた	住居が半壊 大規模半壊	住居が全壊	住居の全体 滅失・流出
世帯主が負傷し、療養期間がおおむね1ヶ月以上の場合	150万円	250万円	270万円 (350万円)	350万円 (350万円)	350万円
世帯主におおむね1ヶ月以上の負傷がない場合	—	150万円	170万円 (250万円)	250万円 (350万円)	

(住宅の損害について)

- ・被災した住居を建て直すにあたり、住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等の事情があるときは、( )内の金額となります。
- ・住居の損害については、原則として自己所有の住居が対象となります。ただし、賃貸住宅の場合でも、住居全体の滅失・流失や、半壊・全壊による取り壊しのため、引き続き居住できない場合は対象となります。

## 対象

以下のいずれかの被害を受け、下表の所得制限を超えていない世帯の世帯主 (被災により、世帯主が死亡した場合は、新世帯主)

※世帯主とは、『主としてその世帯の生計を維持する者』となっています。

- ・世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間がおおむね1ヶ月以上
- ・家財の3分の1以上の損害
- ・住居の半壊又は全壊・流出

世帯人員	市町村民税における平成22年度年(平成21年分)の総所得金額	
1人	220万円	住居全体が滅失・流出した場合は、世帯人数にかかわらず1,270万円
2人	430万円	
3人	620万円	
4人	730万円	
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。	

## 貸付条件

連帯保証人を立てる場合は無利子

連帯保証人を立てない場合は、据置期間経過後、年1.5%(ただし利子補給制度有り)

※連帯保証人は弁済の資力を有しているなどの要件を満たす必要があります。

## 償還について

償還期間 13年(据置期間を含む)

据置期間 6年(被災により世帯主が死亡、住居が全壊など特別の事情がある場合は8年)

償還方法 年賦、元利均等償還(繰上償還可)

## 申込期限

平成30年3月31日まで

[裏面へ](#)

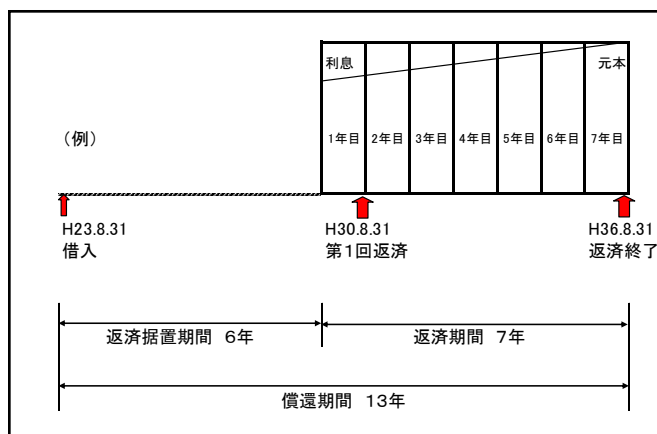
## 必要な書類

(○:必ず必要な書類 △:状況により必要な書類)

申込に必要な書類	申込人	連帯保証人 (立てる場合)
①災害援護資金借入申込書(所定のもの)	○	
②住民票の写しまたは外国人登録原票記載事項証明書 ・申込人は世帯全員のもの、連帯保証人は、本人のもの ※被災後に一時的に住所を移している場合でも、現在居住している場所に住民票を異動していただく必要があります。	○	○
③所得証明書 ※1 申込人は、22年度(平成21年收入)の証明を被災時の世帯全員分 ※2 連帯保証人は、最新年度のもの	○※1	○※2
④(申込書及び借用書に押印する実印の)印鑑登録証明書	○	○
⑤同意書	○	
⑥診断書 ※世帯主が負傷し、療養期間がおおむね1ヶ月以上の場合に、それが確認できる診断書が必要です。	△	
⑦り災証明書(写) ※車の場合は、車の被災証明書	△	
⑧解体証明書(写) ・解体した場合に必要となります	△	
⑨資金の使途に係る見積書・請求書・領収書等の証拠書類	○	
⑩事業資金借入計画書 ・資金の使途が事業再開等の場合に必要となります	△	
⑪信用情報機関が発行した信用情報	△	

※被災の状況や申請内容により、その他の書類の提出をお願いする場合があります。

## 償還イメージ



## 審査及び貸付の決定、振込

受付後、所得状況や弁済能力等の審査を行います。

審査の結果、貸し付けの決定を行った場合は「貸付承認通知書」をお送りします。

(不承認となった場合は「貸付不承認通知書」をお送りします。)

貸し付けの決定を行った方には、下記の書類を提出いただきます。

①借用書(所定のもの)

②預金口座振替依頼書及び通帳のコピー(貸付金の振込口座となるもの)

貸付金の振り込みは、借用書等が提出されてからになります。